

平成 30 年 1 月 5 日  
九電みらいエナジー株式会社

**弊社とご契約をいただいた初回（ご契約開始月）の  
電気料金算定誤りに伴うご返金について（お詫び）**

弊社とご契約をいただいたお客さまに請求する電気料金について、ご契約開始月における料金計算に誤りがあり、料金を誤って請求した事例が判明しました。

ご迷惑をおかけしたお客さまに対し、深くお詫び申し上げます。

本事例は、ご契約開始月の電気料金について、日割計算するために弊社があらかじめ登録した検針カレンダーに誤りがあり、料金が正しく計算されなかったことによるものです。

過大な料金を請求したお客さまには、ご返金金額をお知らせする書面を、順次送付させていただくとともに、ご返金金額は、平成 30 年 1 月分電気料金から差し引かせていただきます。

なお、ご契約を廃止されたお客さま等については、直接、お客さまの銀行口座にご返金させていただきます。

※再計算の結果、電気料金が増加する場合は、精算は実施いたしません。

今後は、このようなことがないよう再発防止に取り組み、適切な業務運営に努めてまいりますので、引き続き、弊社をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

具体的な電気料金算定誤りの事例については、以下のとおりです。

[お問合せ先]

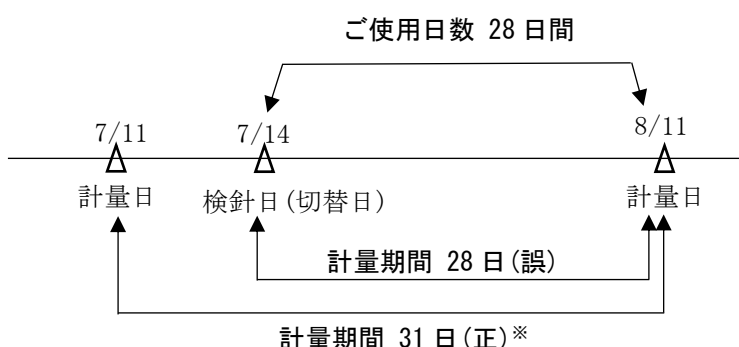
九電みらいエナジー株式会社 営業本部

TEL : 0570-031-031 [平日 : 9:00~17:00]

メールアドレス : eigyou@q-mirai.co.jp

### [算定誤りの事例]

- ・平成 28 年 7 月 14 日に東京電力から弊社に電気の契約を切替
- ・「JAL マイルプラン」(契約 50A、ご契約開始月の使用量 400kWh) の場合
- ・弊社の「電気供給条件」「需給契約条件」では、ご契約開始月は、ご使用日数と計量期間等の日数により電気料金を日割計算することとしておりますが、計量期間を誤って登録しました。(正：31 日間、誤：28 日間)
- ・その結果、本事例の場合、初回電気料金が 37 円過大となっていました。  
(実際の過大となった電気料金は、契約、ご使用量等により変動します)



※計量日・検針日は、東京電力があらかじめ設定 (事例はスマートメーター設置の場合)

### [計算内訳]

本来の初回電気料金(正)	ご請求した初回電気料金(誤)	差
使用日数 28 日 (7/14~8/11) 計量期間 <u>31 日 (7/11~8/11)</u> (正)	使用日数 28 日 (7/14~8/11) 計量期間 <u>28 日 (7/14~8/11)</u> (誤)	
基本料金 (50A) $1,211.75 \text{ 円} \times \frac{28 \text{ 日}}{31 \text{ 日}} = 1,094.48 \text{ 円}$	基本料金 (50A) $1,211.75 \text{ 円} \times \frac{28 \text{ 日}}{28 \text{ 日}} = 1,211.75 \text{ 円}$	+117.27 円
電力量料金 (271kWh まで) $23.75 \text{ 円/kWh} \times 271\text{kWh}^{\ast} = 6,436.25 \text{ 円}$ (271kWh を超える) $26.50 \text{ 円/kWh} \times 129\text{kWh}^{\ast} = 3,418.50 \text{ 円}$ 小計 9,854.75 円	電力量料金 (300kWh まで) $23.75 \text{ 円/kWh} \times 300\text{kWh} = 7,125.00 \text{ 円}$ (300kWh を超える) $26.50 \text{ 円/kWh} \times 100\text{kWh} = 2,650.00 \text{ 円}$ 小計 9,775.00 円	▲79.75 円
燃料費調整額 $\blacktriangle 4.67 \text{ 円/kWh} \times 400\text{kWh} = \blacktriangle 1,868 \text{ 円}$	燃料費調整額 同左	-
再エネ賦課金 $2.25 \text{ 円/kWh} \times 400\text{kWh} = 900 \text{ 円}$	再エネ賦課金 同左	-
電気料金 (正) <b>9,981 円</b>	電気料金 (誤) <b>10,018 円</b>	(過大) <b>+37 円</b>

※ 最初の 300kWh までの料金単価 (23.75 円/kWh) が適用される電力量を右記のとおり計算します。  
 $300\text{kWh} \times \frac{28 \text{ 日}}{31 \text{ 日}} = 271\text{kWh} \text{ (A)}$   
 (A) を上回る電力量 (400kWh-271kWh=129kWh) に対し、料金単価 (26.50 円/kWh) を適用します。